議案第43号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和7年7月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年守口市条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第 2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8 条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の 育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第8条まで 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 略

- (1)から(3)まで 略
- (4) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して 市長が別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方 公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第 2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8 条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に 基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるもの とする。

第2条から第8条まで 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 略

- (1)から(3)まで 略
- (4) 勤務日の日数を考慮して市長が別に定める非常勤職 員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項 に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く<u>。次条</u> において同じ。)

という。)を除く。)

(部分休業)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法第67条の規定による育児時間(次項において「育児時間」という。)又は守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成3年守口市条例第2号)第9条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

(第1号部分休業の承認)

第10条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で 請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部 分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものと する。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成3年守口市条例第2号)第9条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えな

つき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務 時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当 該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又 は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法 律第76号) 第61条の2第20項の規定による介護をするため の時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を 受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範 囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をす るための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間 を超えない範囲内で)行うものとする。

い範囲内で行うものとする。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日に 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、 1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められ た勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3年法律第76号) 第61条の2第20項の規定による介護をす るための時間(以下「介護をするための時間」という。)の 承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超え ない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介 護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じ た時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

- 第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲 内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2 号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行う ものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、 それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認 することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とし た時間がある場合であって、当該勤務時間の全てにつ いて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の 請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年 の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則 で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号 に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - <u>(1)</u> 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの 勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別 の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配 偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出 時に予測することができなかった事実が生じたことにより (部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合に は、職員の給与に関する条例第23条(守口市会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条において準用 する場合を含む。) 又は守口市会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例第28条の規定にかかわらず、その勤 務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第22条又 は守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例第16条若しくは第27条に規定する勤務1時間当たりの給 与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第3項において準用する同法第 第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休 5条第2項の条例で定める事由は、部分休業をしている職 員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業 を承認しようとするときとする。

同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。) をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまで の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情 とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休 業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関す る条例第23条(守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁 僧に関する条例第17条において準用する場合を含む。) 又は 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 職員の給与に関する条例第22条又は守口市会計年度任用職 員の給与及び費用弁償に関する条例第16条若しくは第27条 に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給す る。

(部分休業の承認の取消事由)

業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変 更をしたときとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。